

装置型式指定規則等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、協定規則のうち、「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」を新たに採用することとしたほか、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 171 回会合において、「かじ取装置に係る協定規則（第 79 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

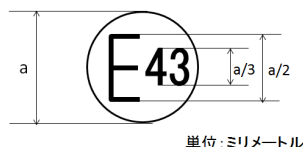
http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar17.html

2. 改正の概要

（1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両接近通報装置を追加する。
- ・「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」に基づき認定された車両接近通報装置は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・型式指定を受けたものであることを示す特別な表示について、車両接近通報装置に係るものの大きさを定める（下図の様式における a を 8 以上とする）。



（2）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての車両接近通報装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を定める。

(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・自動操舵機能のうち、補正操舵、自動駐車、ハンドルを握った状態での車線維持機能を有する自動車は、それぞれ協定規則第 79 号に規定された各機能についての要件に適合しなければならないこととする。
- ・上記の適用対象を、自動操舵機能を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）とする。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

(3) の改正について、新型車は平成 31 年 10 月から、継続生産車は平成 33 年 4 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：平成 29 年 10 月 10 日

施 行：平成 29 年 10 月 10 日